平成２５年（フ）第４５号
岐阜県海津市南濃町田鶴513番地　サンリットＳ201号
債務者　徳茂　健一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
岐阜県海津市南濃町松山460番地１　Ｄｕｐｌｅｘ　Ｂｌｏｏｍ　B101
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市四十瀬512番地３　ルーブランＢ棟202
債務者　岸川　桂子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
岡山県総社市窪木994番地
債務者　山田真由美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
高知市朝倉丙956番地１
債務者　尾﨑　浩美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１５号
茨城県つくば市横町352番地２、前住所茨城県つくば市松塚350番地２
債務者　本橋　秀樹
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１６号
茨城県つくば市横町352番地２、前住所茨城県つくば市松塚350番地２
債務者　本橋　晴美
1　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３１号
茨城県かすみがうら市稲吉南３丁目６番７号千代田第一ビューハイツＢ―201
債務者　前野　仁史
1　決定年月日時　平成25年６月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２３３号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番11―304号
債務者　常山　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
埼玉県草加市花栗３丁目27番６号　サンシャインウハラＡ―101号
債務者　関根　智里
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
埼玉県越谷市千間台西５丁目11番地17　アイランドパーク参番館202
債務者　豊島　周佑
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
埼玉県越谷市千間台西１―69―６　Ｆ．Ｉ．Ｓ．越谷寮、住民票上の住所埼玉県久喜市上川崎438番地26
債務者　本多真由美
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５丁目５番１―206号
債務者　田村　桂奈（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成25年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６号
福岡県築上郡上毛町大字東下243番地２
債務者　矢野　和義
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
福岡県行橋市南大橋４丁目17番26号
債務者　伊川　直美
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
福岡県京都郡苅田町幸町６番地87　幸町県営住宅541号
債務者　山口　三郎
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
福岡県行橋市大字今井1367番地
債務者　志水十三日（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成25年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係